

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

令和3年4月より、北海道科学大学の保健医療学部の看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科の収容定員を、下記の移行表の通り大学の収容定員の総数の増加を伴わない学科間での振り替えにより変更する。

＜保健医療学部（看護学科・理学療法学科・義肢装具学科）移行表＞

学部等の名称	収容定員変更前			収容定員変更後		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
保健医療学部						
看護学科	80	—	320	<u>90</u>	—	<u>360</u>
理学療法学科	40	—	160	<u>50</u>	—	<u>200</u>
義肢装具学科	50	—	200	<u>30</u>	—	<u>120</u>

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

保健医療学部の看護学科と理学療法学科は、昨今の進学需要や人材需要の動向を踏まえた上で、特に進学希望者の興味と関心や学修意欲に柔軟に応えつつ、学部教育における学生の選択の幅や流動性を高めるとともに、大学教育の多様な発展に向けた特色ある教育研究に取り組むことを目的として、平成26年4月に開設した。

開設以降、両学科では進学需要や人材需要への積極的な対応に向けて、設置計画に基づく教育研究の適切な履行に努めてきたことから、安定的な志願者数と入学者数を確保しており、近年の18歳人口の減少期においても、入学者選抜の機能を十分に果たすことができるだけの志願者確保の状況を維持している。

今後、本学が地域社会に対して高等教育機関としての使命と役割をより一層果たしていくためには、看護学科と理学療法学科への進学希望者に対して、より広く教育を受ける機会を提供することで高い進学需要に応えるとともに、より多くの有為な人材を輩出することで地域社会における保健医療分野の人的貢献を果たす必要があると考えている。

今般、看護学科と理学療法学科における開設以降の志願者数を踏まえるとともに、現在

の教育組織や教育内容及び教育環境などの整備状況を勘案した上で、受験生からの高い進学需要への積極的な対応に向けて、入学者選抜の機能が低下しない範囲で、大学の収容定員の総数の増加を伴わない学科間での振り替えによる収容定員の変更を行うこととした。

一方、義肢装具学科は平成18年4月に工学部福祉生体工学科義肢装具学専攻として設置され、その後の改組改編を経て、平成26年4月に看護学科、理学療法学科、診療放射線学科の新設設置にあわせ保健医療学部の学科として組織されている。最近の当該学科における志願者数の動向や入学者数の状況等を踏まえた上で、入学定員の一部を同一学部である看護学科と理学療法学科へ振り替えることとし、義肢装具学科への入学者の実態に即した適切な入学定員へと変更することとした。

3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

保健医療学部の看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科では、学部段階の専門教育は、細分化された狭い分野を教えるだけでなく、基礎、基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させることが必要であるとともに、総合的な知識や技能を身に付けることができるような幅広い教育を施すことが重要であることから、専門分野に関する幅広い基礎的な知識や能力を身に付けることが可能となる授業科目を配置する教育課程の編成としている。

具体的には、専門分野の基礎的な理論や方法論と技術の修得を中心とする教育内容を基礎としつつ、幅広い基礎力の修得を重視した教育課程の編成としている。合わせて、教育上の目的を明確にし、それらを達成するために必要な科目区分の設定や科目区分の科目構成、科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮した体系的な教育課程の編成としている。

① 看護学科

ア 教育課程の編成の方針

看護学科では、高等教育の大衆化の進行と生涯学修への移行を踏まえ、学部段階の専門教育では特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培う、より普遍的な教育が求められている。このことから教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視した教育を行うことにより、専門的素養のある人材として活躍でき

る基礎的能力や生涯学習のための基礎等を培うこととしている。

特に、学部段階における看護教育は、看護生涯学習の出発点であることを踏まえ、学部卒業後に看護専門職として就業し成長していく過程において、実務等を通じて体得していくための資質や能力、あるいは継続的な教育や研修の機会等を通じて学んでいくための資質や能力といった看護専門職に成長していく上で必要な看護基礎教育を重視することとしている。

また、平成29年10月に文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」において看護学教育モデル・コアカリキュラムが示されたことを機に、教育課程がこれからの時代を担う看護師の養成として充分であるかを検討した。その結果、令和2年度入学生よりカリキュラム変更し、学士課程における看護師養成教育の充実と社会に対する質保証に資するため、本学の理念である汎用性のある社会人の育成に加えて、看護学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、領域や発達段階を超えて対象者を一人の生活者として捉えて看護を実践できる人材の育成を担った教育内容に変更している。

具体的には、「専門教育科目」を看護師学校養成所指定規則の教育内容に則した教育課程の編成とし、その際、4年間の教育期間内において、教育研究上の目的や人材養成の目的等を確実に達成するとともに、看護基礎教育の重要性を踏まえた上で、教育課程が過密とならないように配慮している。教育内容を精選し、必要な授業科目の優先順位を踏まえた配置とすることにより、単位制度の実質化による学修時間を確保することでの質の確保を目指すこととしている。

イ 教育課程の編成の考え方

(a) 基本教育科目

「基本教育科目」は、人類の文化や社会に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的な技能、社会人として求められる態度や志向性と自らが立てた新たな課題を解決するための創造的思考力を習得するという人材養成の目的を達成するために、「学習力の養成」、「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」、「社会の理解」、「健康の実践」の各科目群から構成している。

科目群ごとの授業科目数と単位数は、「学習力の養成」4科目4単位、「思考力の養成」5科目5単位、「表現力の養成」7科目7単位、「人間力の養成」4科目

4単位、「人間の理解」4科目8単位、「社会の理解」4科目8単位、「健康の実践」2科目2単位としており、「基本教育科目」全体として、必修科目15科目15単位、選択科目15科目23単位の合計30科目38単位を配置している。

(b) 専門教育科目

「専門教育科目」は、看護師学校養成所指定規則の教育内容に則した上で、「専門基礎教育科目」と「専門教育科目」から編成しており、「専門基礎教育科目」は、専門分野の理解を助けることを目的として、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の3領域から編成し、「専門教育科目」は、基礎・基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させるとともに、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮し、系統性と順次生のある教育課程を編成することから、専門教育を体系的に展開する「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合と実践」、「看護の発展と関連」、「看護の研究」、「卒業研究」の6領域から編成している。

「専門基礎教育科目」の授業科目数と単位数は、「人体の構造と機能」4科目7単位、「疾病の成り立ちと回復の促進」6科目9単位、「健康支援と社会保障制度」5科目7単位を配置し、「専門教育科目」の授業科目数と単位数は、「看護の基本」11科目13単位、「看護の展開」34科目44単位、「看護の統合と実践」10科目12単位、「看護の発展と関連」4科目5単位、「看護の研究」2科目4単位、「卒業研究」1科目4単位としており、「専門基礎教育科目」を含む「専門教育科目」全体として、必修科目70科目98単位、選択科目7科目7単位の合計77科目105単位を配置し、4年間の授業全体を通して、専門的な知識や能力を体系的に身に付けるための教育課程の編成としている。

また、看護学科では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を取得することが可能となるよう教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有できるカリキュラムフローとカリキュラムマップ及び養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを示しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じた適切な授業科目の履修が可能となるよう配慮している。

このように看護学科では、人材養成の目的を達成するために、体系性かつ順次性のある教育課程の編成としており、収容定員を変更した場合でも教育上の支障はないものと考えていることから、収容定員の変更に伴う教育課程の変更は行わ

ないが、今後とも必要に応じて教育課程のさらなる整備と充実に努めることとする。

② 理学療法学科

ア 教育課程の編成の方針

理学療法学科では、高等教育の大衆化の進行と生涯学習への移行を踏まえ、学部段階の専門教育では特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培う、より普遍的な教育が求められている。このことから教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視した教育を行うことにより、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うこととしている。

特に、学部段階における理学療法教育は、理学療法士としての生涯学習の出発点であることを踏まえ、学部卒業後に理学療法士として就業し成長していく過程において、実務等を通じて体得していくための資質や能力、あるいは継続的な教育や研修の機会等を通じて学んで行くための資質や能力といった理学療法士に成長していく上で必要な基礎教育を重視することとしている。

また、平成30年10月に文部科学省厚生労働省令第四号「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令」が告示されたことを機に、教育課程がこれからの時代を担う理学療法士の養成として充分であるかを検討した。その結果、令和2年度入学生よりカリキュラム変更し、学士課程における理学療法士養成教育の充実と社会に対する質保証に資するため、本学の基本理念である科学的市民（豊かな人間性ととも、基盤能力と専門性を併せ持ち、専門職としての役割を主体的に果たせる人材）の育成に加えて、理学療法学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた教育内容に変更している。

具体的には、「専門教育科目」を理学療法士学校養成所指定規則の教育内容に則した教育課程の編成とし、その際、4年間の教育期間内において、教育研究上の目的や人材養成の目的等を確実に達成するとともに、基礎教育の重要性を踏まえた上で、教育課程が過密とならないように配慮している。教育内容を精選し、必要な授業科目の優先順位を踏まえた配置とすることにより、単位制度の実質化による学修時間を確保することでの質の確保を目指すこととしている。

イ 教育課程の編成の考え方

(a) 基本教育科目

「基本教育科目」は、人類の文化や社会に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的な技能、社会人として求められる態度や志向性と自らが立てた新たな課題を解決するための創造的思考力を習得するという人材養成の目的を達成するために、「学習力の養成」、「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」、「社会の理解」、「健康の実践」の各科目群から構成している。

科目群ごとの授業科目数と単位数は、「学習力の養成」 4科目 4単位、「思考力の養成」 5科目 5単位、「表現力の養成」 7科目 7単位、「人間力の養成」 4科目 4単位、「人間の理解」 4科目 8単位、「社会の理解」 4科目 8単位、「健康の実践」 2科目 2単位としており、「基本教育科目」全体として、必修科目 15科目 15単位、選択科目 15科目 23単位の合計 30科目 38単位を配置している。

(b) 専門教育科目

「専門教育科目」は、理学療法士学校養成所指定規則の教育内容に則した上で、「専門基礎教育科目」と「専門教育科目」から構成しており、「専門基礎教育科目」は、専門分野の理解を助けることを目的として、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3領域から編成し、「専門教育科目」は、基礎・基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させるとともに、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮し、系統性と順次生のある教育課程を編成することから、専門教育を体系的に展開する「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」の5領域に加えて、「臨床実習」、「総合科目」、「卒業研究」から編成している。

「専門基礎教育科目」の授業科目数と単位数は、「人体の構造と機能及び心身の発達」 10科目 15単位、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」 12科目 17単位、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」 5科目 5単位を配置し、「専門教育科目」の授業科目数と単位数は、「基礎理学療法学」 4科目 7単位、「理学療法管理学」 1科目 2単位、「理学療法評価学」 5科目 6単位、「理学療法治療学」 18科目 22単位、「地域理学療法学」 3科目 3単位、「臨床実習」 5科目 2

0単位、「総合科目」2科目2単位、「卒業研究」1科目4単位を配置しており、「専門基礎教育科目」を含む「専門教育科目」全体として、必修科目62科目99単位、選択科目4科目4単位の合計66科目103単位を配置し、4年間の授業全体を通して、専門的な知識や能力を体系的に身に付けるための教育課程の編成としている。

また、理学療法学科では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を取得することが可能となるよう教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有できるカリキュラムフローとカリキュラムマップ及び養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを示しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じた適切な授業科目の履修が可能となるよう配慮している。

このように理学療法学科では、人材養成の目的を達成するために、体系性かつ順次性のある教育課程の編成としており、収容定員を変更した場合でも教育上の支障はないものと考えていることから、収容定員の変更に伴う教育課程の変更は行わないが、今後とも必要に応じて教育課程のさらなる整備と充実に努めることとする。

③ 義肢装具学科

ア 教育課程の編成の方針

義肢装具学科では、高等教育の大衆化の進行と生涯学習への移行を踏まえ、学部段階の専門教育では特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培う、より普遍的な教育が求められている。このことから教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視した教育を行うことにより、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うこととしている。

特に、学部段階における義肢装具学教育は、義肢装具士としての生涯学習の出発点であることを踏まえ、学部卒業後に義肢装具士として就業し成長していく過程において、実務等を通じて体得していくための資質や能力、あるいは継続的な教育や研修の機会等を通じて学んでいくための資質や能力といった義肢装具士に成長していく上で必要な基礎教育を重視することとしている。

具体的には、「専門教育科目」を義肢装具士学校養成所指定規則の教育内容に則した教育課程の編成とし、その際、4年間の教育期間内において、教育研究上の目的や人材養成の目的等を確実に達成するとともに、基礎教育の重要性を踏まえた上で、

教育課程が過密とならないように配慮している。教育内容を精選し、必要な授業科目の優先順位を踏まえた配置とすることにより、単位制度の実質化による学修時間を確保することでの質の確保を目指すこととしている。

イ 教育課程の編成の考え方

(a) 基本教育科目

「基本教育科目」は、人類の文化や社会に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的な技能、社会人として求められる態度や志向性と自らが立てた新たな課題を解決するための創造的思考力を習得するという人材養成の目的を達成するために、「学習力の養成」、「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」、「社会の理解」、「健康の実践」の各科目群から構成している。

科目群ごとの授業科目数と単位数は、「学習力の養成」4科目4単位、「思考力の養成」5科目5単位、「表現力の養成」7科目7単位、「人間力の養成」4科目4単位、「人間の理解」4科目8単位、「社会の理解」4科目8単位、「健康の実践」2科目2単位としており、「基本教育科目」全体として、必修科目15科目15単位、選択科目15科目23単位の合計30科目38単位を配置している。

(b) 専門教育科目

「専門教育科目」は、義肢装具士学校養成所指定規則の教育内容に則した上で、専門分野の理解を助けることを目的とする「専門基礎教育科目」と基礎・基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させる「専門教育科目」に加えて、「関連科目」、「卒業研究」から編成している。

「専門教育科目」の授業科目数と単位数は、「専門基礎教育科目」20科目34単位、「専門教育科目」40科目80単位、「関連科目」3科目5単位、「卒業研究」1科目6単位を配置しており、「専門教育科目」全体として、必修科目48科目97単位、選択科目16科目28単位の合計64科目125単位を配置し、4年間の授業全体を通して、専門的な知識や能力を体系的に身につけるための教育課程の編成としている。

また、義肢装具学科では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を取得することが可能となるよう教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有できるカリキュラムフローとカリキュラムマップ及び

養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを示しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じた適切な授業科目の履修が可能となるよう配慮している。

このように義肢装具学科では、人材養成の目的を達成するために、体系的かつ順次性のある教育課程の編成としており、収容定員を変更した場合でも教育上の支障はないものと考えていることから、収容定員の変更に伴う教育課程の変更は行わないが、今後とも必要に応じて教育課程のさらなる整備と充実に努めることとする。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

① 教育方法

看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科の授業方法は、学説や物事などの意味や内容の理解を目的とする教育内容は、講義形式による授業形態を採ることとし、知識や技能を実践に応用する能力の修得を目的とする教育内容は、演習形式及び実習形式による授業形態を採っている。

授業の内容に応じた学生数の設定については、授業の内容や方法、施設や設備の状況、実践・実習や演習・研究の指導体制などの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる人数としている。授業形態別の最大受講者数は、講義科目及び演習科目は入学定員での編成を基本としているが、特に演習科目については内容によりクラス分けまたは複数教員が同時に一教室で授業を行う形態で学習効率を高めている。実習科目については、看護学科・理学療法学科の実習はすべて臨地実習で構成され、その一部を学内において事前事後の学修にあてている。義肢装具学科の学内実習は入学定員で編成しているが、各実習に複数教員を配置し、各々の状況に合わせた指導が行えるようにしている。

配当年次は、基礎から応用へと体系的な学修が可能となるよう配慮しており、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないような配当としている。

授業方法は、学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入するとともに、学生の自由な発想力と創造性や感性を養い、実

実践的な調査力や分析力及び問題発見・解決能力を高めることから、身近な問題や事例を素材とするグループ協同作業で学ぶ問題解決型の学習方式を導入している。

また、単位制度の実質化の観点から踏まえた上で、学生の主体的な学修を促し、教室における授業と教室外の学修を合わせ、充実した授業を展開することにより学習効果を高めることから、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる標準的な単位数の上限を44単位と定めている。

さらに、卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における学修目標やその目標を達成するための授業の方法や計画等を明示した上で、成績評価基準や卒業認定基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うとともに、客観的な評価基準の適用及び厳格な成績評価の方法としてGPA制度を導入している。

このように看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科では、教育の質保障の観点から踏まえた上で、教育方法の整備と充実に努めており、収容定員を変更した場合でも教育上の支障はないものと考えていることから、収容定員の変更に伴う教育方法の変更は行わないが、今後とも必要に応じて教育方法のさらなる整備と充実に努めることとする。

② 履修指導方法

履修指導方法は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じる専用の時間を設けることにより、個別のきめ細やかな履修指導を行う体制を整えるとともに、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施した上で、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を学科専任教員が行う。なお、専門的な職員を配置し、履修規則等に対する個別の履修相談に応じるなど、学生への履修指導体制を整備している。

また、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であるとの認識のもとに、各専門分野の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置しているとともに、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるよう養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示している。

このように、本学では、教育の質保証システムの整備と確立に向けて、個別の学生に対する履修指導体制を整えていることから、収容定員を変更した場合でも教育上の支障はないものと考えている。収容定員の変更に伴う履修指導方法の変更は行わないが、今後も履修指導の充実に努めることとする。

(3) 教員組織の変更内容

教員組織については、教育課程の編成方針を踏まえた上で、主要分野の授業科目数や単位数、授業形態に応じて、各教育内容における教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置しており、年齢構成においても特定の年齢層に偏ることのないよう配慮した組織としている。

① 看護学科

看護学科の収容定員を変更した場合、大学設置基準に定める基準教員数は12人となるが、看護学科では、現在、基準教員数を上回る21人の専任教員を配置しており、専任教員の職位別の配置状況は、教授6人、准教授5人、講師7人、助教3人、年齢構成は、30歳代3人、40歳代6人、50歳代11人、60歳代以上1人から構成し、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

看護学科では、開設以降、教員組織の充実に向けて、経年的な整備に取り組んできたことから、今般の収容定員の変更に伴う教員組織の変更は行わないが、収容定員が増えることを踏まえて、今後とも必要に応じて教員組織のさらなる充実に努めることとしている。

② 理学療法学科

理学療法学科の収容定員を変更した場合、大学設置基準に定める基準教員数は8人となるが、理学療法学科では、現在、基準教員数を上回る12人の専任教員を配置しており、専任教員の職位別の配置状況は、教授4人、准教授4人、助教4人、年齢構成は、30歳代5人、40歳代3人、50歳代1人、60歳代以上3人から構成し、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

理学療法学科では、開設以降、教員組織の充実に向けて、経年的な整備に取り組んできたことから、今般の収容定員の変更に伴う教員組織の変更は行わないが、収容定員が増えることを踏まえて、今後とも必要に応じて教員組織のさらなる充実に努めることとしている。

③ 義肢装具学科

義肢装具学科の収容定員を変更した場合、大学設置基準に定める基準教員数は8人となるが、義肢装具学科では、現在、基準教員数を上回る10人の専任教員を配置し

ており、専任教員の職位別の配置状況は、教授5人、准教授1人、講師2人、助教2人、年齢構成は、30歳代3人、40歳代3人、50歳代3人、60歳代以上1人から構成し、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

義肢装具学科では、開設以降、教員組織の充実に向けて、経年的な整備に取り組んできたことから、今般の収容定員の変更に伴う教員組織の変更は行わないが、今後とも必要に応じて教員組織のさらなる充実に努めることとしている。

(4) 施設・設備の変更内容

① 校地・運動場

看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科を設置している前田キャンパスは札幌市手稲区前田に位置し、キャンパス全体の校地の総面積は291,096㎡で、そのうち本学の専用及び共用分は286,935㎡を有し、学生の休息、その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、127,255㎡の面積を確保しており、運動用設備としては、野球場をはじめ、サッカー場、ラグビー場、テニスコート6面などを備え、主に学生の課外活動を中心として利用している。

② 施設・設備

看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科を設置している前田キャンパスは、現在、19棟の校舎等の施設があり、キャンパス全体の校舎等の総面積は85,320㎡で、そのうち本学の専用及び共用分は81,604㎡を有している。

教育研究に必要となる主要な教室等の内訳としては、講義室72室、演習室140室、実験実習室232室の他、専任教員の研究室196室、非常勤教員室、図書館、学長室、副学長室、会議室、事務室、医務室・学生相談室、学生自習室、学生控室（ホール・ラウンジ）、学生更衣室、学生食堂、体育館などを整備している。

設備については、看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科の授業科目や授業形態を実施するために必要となる教具・校具など合わせて備品2,224点を有している（保健医療学部全体の共用分を含む）。

図書館については、現在、北海道科学大学と北海道科学大学短期大学部が共用する図書館として運用されており、その面積は5,371㎡で1階2階合わせて487の

閲覧席があり、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。

図書館システムは、検索システム（OPAC）を導入し、学内の所蔵資料の検索、貸出等を一元的に行っている他、図書館内には、キャレルデスクを設置した個別学習室2室（合計86席）、少人数での研究会やミーティング等に利用できるグループ学習室5室、AV視聴室が設置されている。

また、1階には講演会や発表会等に利用できる83人が収容可能なAVホールおよびグループ学習や展示会など多目的に利用できる図書館ひろば、図書資料の閲覧も可能なPCプラザでは、有線LAN環境や学生利用のためのカラーレーザープリンタが設置されており、授業や自学自習に多くの学生が利用し、多目的施設としての機能も備えている。

図書等については、現在、大学全体で和書約187,025冊、外国書約33,275冊、学術雑誌約2,325種、視聴覚資料約2,361点を所蔵しており、保健医療学部及び保健医療学研究科において整備してきた専門図書は約5,638冊、また、電子ジャーナルやデータベース等については、メディカルオンラインや医中誌WEBなどを整備している。

さらに、本学の図書館では、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟しているほか、各種研修会等での情報交換や文献複写、相互貸借等や北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスにも加盟し、他大学の図書館との連携を図っている。

このように、看護学科と理学療法学科及び義肢装具学科を設置している前田キャンパスでは、教育研究環境の整備に積極的に取り組み、特に施設・設備については充実した環境を整えていることから、学則変更（収容定員変更）に伴う施設・設備の変更は行わないが、今後とも必要に応じて施設・設備の継続的な整備に努めることとしている。